

## ○住友信託銀行の取組説明

- ・環境配慮型の金融商品のラインアップとその具体的な仕組み等

\* 5つのパス（経路）の中で「I.事業革新の実現」として、CSRを社会貢献としてではなく、「社会的問題の解決に向けた新しい『ビジネス』としてやる」ことを経営方針の中でコミット。  
【CSRレポート2009】P.1

\* 中でも「環境」が最大のテーマとしての位置付け。  
「地球温暖化問題対応基本ポリシー」「生物多様性問題対応基本ポリシー」（2008年7月）  
【CSRレポート2009】P.11

\* 特に、自社の特徴をもって「4大テーマ」（環境不動産、生物多様性、中国、SRI）に注力

(1) エコ・トラステーション 【CSRレポート2009】P.12～P.17

- ・太陽光発電システムの導入促進支援
- ・排出権に関する取り組み
- ・オフィスビルなどの省エネ促進
- ・再生可能エネルギー事業へのプロジェクトファイナンスの実施
- ・環境配慮型住宅向けの金利優遇ローンの提供
- ・サプライチェーンマネジメントにおけるCSR（環境）配慮の促進
- ・不動産の環境付加価値の研究（P.16）
- ・RPI（責任不動産投資）の仕組みづくりへの参画
- ・環境不動産普及に向けた提言・情報発信
- ・環境配慮型開発・建築コンサルティング
- ・汚染土地買収・再生ファンドへの支援

(2) 生物多様性 【CSRレポート2009】P.18

- ・「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言への署名
- ・「生態系と生物多様性の経済学」（TEEB）の翻訳
- ・エコプロダクツ展への出展と企画・運営への参加
- ・生物多様性に関する金融事業の推進（P.18）

(3) 中国における環境・CSRの取組み 【CSRレポート2009】P.19

- ・国家開発銀行における講演
- ・上海におけるSRIシンポジウムへの協賛、中国SRI
- ・中国省エネビジネスへの参画（P.19）

別紙1 ご参照

(4) SRIへの取組み 【CSRレポート2009】P.23

- ・年金マーケットにおけるパイオニア、SRI市場の拡大に向けた取組など
- ・日興アセットマネジメント株式会社
- ・ステークホルダー・ダイアログ

【別冊】

○投資、融資、保険の各分野の取組の将来像 ⇒ここでは「投資」で記載

- ・こういう環境配慮型の金融商品が考えうるというアイデア  
(実現可能性はともかく幅広に)
- ・このような金融商品の実現に向け有効な政策  
(金融機関向けの補助金・税制優遇、事業者に対する補助金・規制・環境税等)

起死回生の一手はなかなかなく、地道な取組が必要だが、それには…

**【ポイント】 短期的なインセンティブに加えて、長期取組みのインセンティブが必要。**

- (1) CSR 注力企業の主なキーワード ←住友信託銀行/株式運用部による企業ヒアリング  
「目指すは持続的成長（現在世代から将来世代へ）」「全員参加の感覚」  
「はじめの一步」「トップの強い決意」「○○ Way」「原点回帰」「必要条件」
  - (2) 各方面の（方向性としての）声の一部←住友信託銀行/株式運用部によるヒアリング  
①国内外での各種補助金・優遇政策等インセンティブはやはり有効。
    - ・ 短期的なインセンティブは比較的メニュー多い。  
きちんと呼び水となり育っているか？効果の検証はできているか。  
小規模向け（個人向け等）はメニューがあるが、大規模向け（企業等）はないものも。
    - ・ 長期的インセンティブが少ない。  
資金を流す先が発展しないとダメ。続かないとダメ。  
サステナビリティビジネスは時間がかかる。そんなに簡単にはできない。  
だがサステナブルに根ざしているものなのでしっかりとしたものになる。②日本には資金と技術はある。ただ仕組みがない。仕組みとしてのアイデア・ビジネスは常に検討している。（CSR 委員会、CSR 担当部署、関係各部、お取引先他）
    - ・ 発展途上国への支援を通じたビジネスチャンスの拡大  
(住友信託では「中国省エネ・環境事業会社設立への資本参加（H21.10.26）」  
**別紙1** ご参照。ほか「中国 SRI」「生物多様性ファンド」を開発中)
    - ・ ファンドなどを活用した投資スキームを組む場合、エクイティに国が出資し、信用リスクを補完してもらう等々。
  - (3) 環境配慮型金融商品を拡大させるための具体案（ **別紙2** ご参照）
- \* （今後も様々な商品が生まれるであろうが）個人投資家・機関投資家それぞれで、長期取組みへのインセンティブが必要。
- ⇒特に、時間軸（現在世代から将来世代へ）とすそ野拡大（全員参加の感覚）で検討
- <個人投資家>
- I. 環境配慮型金融商品の相続税評価額の軽減
  - II. 環境配慮型金融商品のエコポイント対象商品としての認定
  - III. 環境配慮型金融商品の手数料無料化、金融機関への補助、信託報酬補填
- <機関投資家>
- IV. 法的整備 (ex.英国年金法)
- 以上

平成 21 年 10 月 26 日

(参考資料)

住友信託銀行株式会社

中国省エネ・環境事業会社設立への資本参加について

～中国のエスコ事業を推進する会社への日本企業の資本参加は初めて～

住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均／以下「住友信託銀行」）は、この度、拡大発展が見込まれる中国の省エネ・環境市場において、科理管理顧問服務有限公司（\*1）等が、日本企業の高度な環境技術を活用しエスコ事業（\*2）など省エネ・環境事業を行うために香港に設立した科力信環境節能有限公司（\*3）に資本参加しました。中国企業と合弁でエスコ事業を推進する企業の設立は、日本では初めてとなります。

科力信環境節能有限公司は、現在、北京当局に中国本土で省エネ・環境事業を展開する子会社（以下「新会社」）の設立を申請しています。

科力信環境節能有限公司は、新会社が国営大手の機関車車両製造企業である中国北方機車車輛工業集团公司傘下の北京二七軌道交通装備有限責任公司（二七工場）とエスコ事業に関する契約を締結することに合意しました。この契約には、工場内に設置されている石炭ボイラの燃焼効率を改善する出光興産株式会社の技術等、日本企業の先端技術を活用した省エネ・メニューが盛り込まれており、今後新会社は、他の国営大手機関車車両製造工場にも同様な省エネ・メニューを提案していく方針です。

また、新会社は、東洋エンジニアリング株式会社と業務提携契約を締結することを予定しています。これにより新会社は、東洋エンジニアリング株式会社が得意とする石油化学系の工場の省エネをはじめ、同社と各種産業向けの省エネ事業を大手国営企業を中心に推進したいと考えており、省エネ以外の環境事業への展開も想定しています。

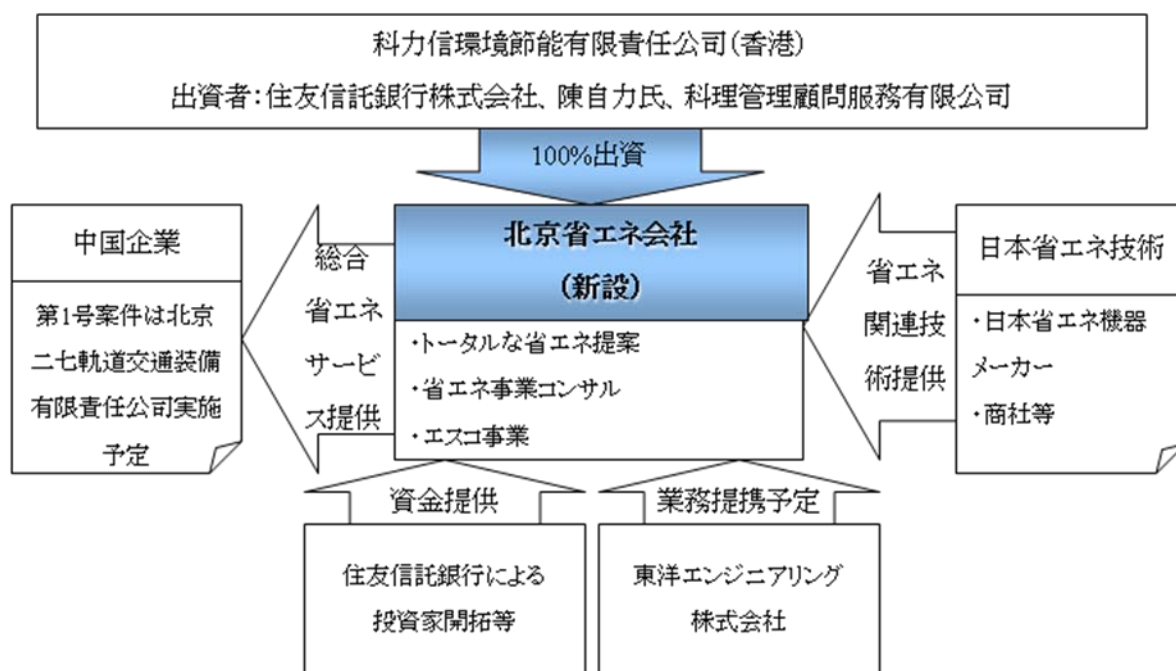
住友信託銀行では、本件出資にとどまらず、今後、金融機関としてのノウハウを活用した投資家開拓等を通じ新会社の事業拡大を支援するビジネスモデルを構築するとともに、取引先などとのネットワークを活用し中小企業を含めた日本企業の先進的な省エネ技術を中国に紹介していく等、同社が推進するエコ・トラステーション事業（\*4）の一環として本件を積極的に推進していきます。

住友信託銀行は、中国において上海支店での人民元取扱、邦銀唯一の QFII 取得での中国 SRI ファンドの設立を予定しており、今後も中国を中心とするアジアビジネスに注力していきます。

以上

(ご参考)

(概要図)



\*1 ; 科理管理顧問服務有限公司について

< 主要業務 >

生産性の管理、効率化、品質向上のコンサルティング及び職員研修。ISO9000、ISO14001の認証コンサルティング。

\*2 ; エスコ事業について

省エネビジネスの一つで、エスコ事業者が省エネ設備及びその投資資金の提供を行い、省エネ効果により投資資金を回収する事業。

\*3 ; 科力信環境節能有限公司 (Techno-Power Eco-Energy Company Limited) について

< 資本金 >

798 万 HK ドル(約 1 億円)

< 社長 (総経理) >

陳自力 (現中和住友信諮詢 (北京) 信託系統技術有限公司 (STBCC) 副総経理)

< 住友信託の出資比率 >

41.98%(うち無議決権株式 34.98%、議決権比率 7%)

\*4 ; エコ・トラステーション事業

住友信託銀行が推進する環境金融事業。環境 (エコ) の問題に対し信託銀行の機能 (トラスト) を活用し解決 (ソリューション) に貢献する。CSR の一環でもある。

No	内容	長所	課題
I	<p><b>【環境配慮型金融商品の相続税評価額の軽減】</b> (将来配慮型、社会的課題解決型)</p> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮型、社会的課題解決型金融商品が生まれても、それ以上なかなか拡大しない。</li> <li>「現在世代から将来世代へ」「全員参加の感覚」「強い決意」「原点回帰」等で惹きつけ・相互信頼が必要。</li> <li>少子高齢化が進む中で、今後多くの方が亡くなり、将来世代への資産移転が起こる。</li> <li>人口減少。少ない将来世代で世の中を支えなければならず、現在資産は有効に使う。</li> </ul>	<p>① 環境金融への長期インセンティブの1つとなる。</p> <p>② 個人預貯金(約790兆円)を投資への「<u>はじめの一步</u>」。</p> <p>③ (長期的視点で)まずは富裕層の預貯金を動かす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境金融商品(株・投信)の課税評価額の軽減(と預貯金の課税評価額引き上げ)。一定以上の預貯金は環境金融投資へ。途中で現金が必要なら現金化できる。</li> <li>資金の出し手は税制メリットで価格下落リスクを軽減できれば一定のメリット。価格横バイなら税メリット。勿論、経済が活性化し、価格上昇すればメリット。</li> <li>相続税を納付する富裕層の資金が中心だが環境配慮にお金が行くことで<u>全体層に社会的メリット</u>。</li> </ul> <p>(相続財産としての預貯金は年間約2兆円強。有価証券 6千億円。人間いつ死ぬかは分からない、死ぬ前に準備)</p> <p>④長期的視点で実際にお金が動けば、短期筋も動くかも。ビジネスも長期的視点で取り組める。</p> <p>→それが更に新たな社会的課題に対するアイデア、新たな長期的視点の創出を生む。ビジネスのすそ野の広がり。起業チャンス。新たな産業の発生。雇用の拡大。</p> <p>⑤ <u>未上場企業関連株</u>にも適用できれば、中小オーナー企業他で事業承継ニーズのある企業にもメリット。環境関連、長期的・社会的課題に取り組むインセンティブ増す。</p> <p>⑥ 引き継いだ将来世代は財産としてだけでなく、親・祖父母の<u>想い</u>も受け取れる。(保有継続のインセンティブ)。</p> <p>⑦ 有価証券運用としての視点の多面化。(長期的視点をより実益として取り込む。<u>何のための運用か</u>。<u>運用の視点の多様化</u>「長期的課題への取組への変化」)</p>	<p>① 環境配慮型・社会的課題解決型金融商品、企業としての認定の公平性確保。情報開示。←<u>環境と金融を結びつける限り、避けて通れない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな仕組み作り? ISO等での外形評価?</li> <li>評価サイドのガバナンス必要。<u>相互の信頼</u>。<u>全員参加</u>。</li> </ul> <p>② 税の公平性。</p> <p>但し、以下の解釈はできないのか?</p> <p>(ア) 相続は、現在世代から将来世代への移転であり、そこで徴収される税は中長期的な課題に有効に使うべき。</p> <p>(イ) 価格リスクはあるが社会的課題にチャレンジしている資産を減税する。(＋価格リスクの小さい資産を増税する)</p> <p>(ウ) 現在世代同士でメリットを取るような仕組みでは、<u>社会的課題解決の時間軸</u>とは合わないケースも多い。また投資促進の意味のみが強くなりすぎないか。金融は<u>信頼</u>されることが大事。物質以外に、将来世代への想い・志を伝承できないか。</p> <p>(エ) 「環境で経済活性化」の方向に合致。投資・ビジネスの活性化→日本全体の活性化。すそ野広がり税収アップ。新たな長期的社会的課題が発生した時、<u>解決のためのビジネス応援の仕組みの土台</u>。</p>

No	内容	長所	課題
II	<p>【環境配慮型金融商品のエコポイント対象商品としての認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント＝購入金額×保有期間×優遇金利、で事後算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 短期的にはテーマには乗ったファンドとしてのインセンティブを得、かつ長期的にも長期保有のインセンティブを与える。</li> <li>② ポイントは事後算出なので、当面の財政負担は少ない。 (将来経済が活性化していればよい) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格が上がり自分で売却すれば譲渡益課税で税収アップ。相続すれば上記 I と同様。</li> <li>・ 価格下落はリスクだが、相続すれば上記 I と同様。</li> </ul> </li> <li>③ ポイント明細送付、情報開示で常に関心を留められる。 (全員参加)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境配慮型金融商品、企業としての認定の公平性確保。情報開示。←環境と金融を結びつける限り避けて通れない。</li> <li>② 価格下落リスク。風評リスク。</li> </ul>
III	<p>【環境配慮型金融商品の手数料無料化、金融機関への補助、信託報酬補填】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 短期的なインセンティブ：手数料</li> <li>② 中長期インセンティブ：信託報酬補填を一定期間続けて行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境配慮型金融商品、企業としての認定の公平性確保。情報開示。←環境と金融を結びつける限り避けて通れない。</li> </ul>
IV	<p>【法的整備】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業年金、公的年金が長期継続的に環境配慮型運用に取り組む道義付け。必要条件。</li> <li>② 企業が環境配慮型金融商品へ投資すれば CO2 排出キャップを緩和する、というような視点。(費用の減少)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境配慮型金融商品、企業としての認定の公平性確保。情報開示。←環境と金融を結びつける限り避けて通れない。</li> <li>② 法的整備</li> </ul>